

8. 第二次世界大戦後の日露平和条約締結交渉（1）サンフランシスコ平和条約

参考文献：ジョン・ダワー『増補版 敗北を抱きしめて 上・下』（岩波書店、2004年）
新藤栄一『分割された領土』（岩波現代文庫、2002年）

8.1. 日本の講和準備

1946年11月 外務省条約局・政務局で平和問題研究幹事会を設置し準備開始

ここで作成された資料は外務省文書「対日平和条約関係準備研究関係」第1巻に収められているが、領土関係の項はほぼすべて非公開となっている

8.2. 当時の日本政府の千島の定義

1950年3月8日 島津久大政務局長答弁「ヤルタ協定の千島は南千島、北千島を含めたもの。ハボマイ、シコタンは千島に含まれていない」

西村熊雄条約局長「千島列島が、[ウルップ・エトロフ間の]国境以北だけ、以南の南千島は千島列島でないという解釈は生まれない」

8.3. サンフランシスコ条約締結前の米国の対日政策

1948年5月26日 米国家安全保障会議「合衆国の対日政策に関する報告」

対日講和は米国の求める基本線が実現できるまで延期する

沖縄基地を改修し、琉球列島を長期にわたって戦略的に利用できるよう、国際的承認を取り付ける

講和後も横須賀を軍事的・商業的拠点として使用できるようにする

共産主義者の政権奪取を防ぐため、警察力を強化する

米国の対日政策の最高の目的を改革から経済復興に移す

1949年春 ドッジ・ライン（マッカーサーの経済顧問ドッジによる経済復興政策）

財政緊縮政策

赤字予算の克服

補助金の打ち切り

公務員・官公労働者の42万人削減

失業対策費の100億円から1億円への減額

新制中学校校舎建設費2万校分の削除

→不況と大量失業→労働運動の激化→弾圧・謀略・分断

8.4. 中華人民共和国の成立と朝鮮戦争

1949年10月1日 中華人民共和国の成立

1950年6月6日 レッド・ページ始まる（日本共産党中央委員を公職から追放）

6月14,23日 対日政策に関するマッカーサー・メモ

講和後も無責任な軍国主義からの脅威がなくなるまで米軍が日本に駐留し、非武装化された日本の平和・安全保障・正義を防衛しつづける

前項の目的のため駐留米軍は日本全土で軍事行動を行う自由を認められる

日本国憲法第9条の規定にかかわらず、日本が固有の自衛権を持つことを認める→日米安全保障条約の締結と自衛隊の創設

- 6月25日 朝鮮民主主義人民共和国軍の南下開始（朝鮮戦争の勃発）
1953年7月27日に停戦
- 6月26日 日本共産党機関紙『アカハタ』停刊
- 7月末 新聞・通信社のレッド・ページ刊
- 8月10日 警察予備隊（自衛隊の前身）の発足

8.5. 全面講和か単独講和か

1950年1月15日 指導的知識人による声明

覇権主義に立つ講和に反対し、日本が憲法に示されている平和的精神にのっとり世界平和に寄与するという神聖な義務を遂行できるような講和を要求し、単独講和は冷戦を激化させるに過ぎないとして、以下の内容の講和を要求

日本がアジア諸国とくに中国とのあいだに広汎、緊密、自由な貿易関係を持つことが保障される講和
冷戦の緩和、平和共存に貢献できる講和（冷戦の一方に加担する単独講和に反対）
講和後の日本は、中立不可侵で国際連合へ加入
軍事基地を与えることに反対

8.6. アメリカの講和準備

- 1947年3月 米國務省極東局北東アジア課長ヒュー・ボートン、最初の平和条約草案を準備
→北方領土に関してはヤルタ協定どおりクリル諸島をソ連に譲渡
- 8月5日 ボートン訪日後の第2次案でウルップ島以北割譲に変更
- 10月4日 ジョーシ・ケナン米國務省政策企画局長、意見書でエトロフ、クナシリを日本に与えることを提案
- 1948年1月30日 ボートン、「クリル諸島に関してヤルタ協定では定義されていない」
- 1949年6月14日 北海道町村会、外務大臣宛「懇請書」で、エトロフ、クナシリはポツダム宣言に記された千島列島に含まれないと主張
- 27日 在日公使ヒューストン、意見書で、エトロフ、クナシリはクリル諸島の一部で、ヤルタ協定でソ連のクリル諸島占領を正当化したが、この2島はつねに日本領であったことを考慮すべき
- 10月13日 國務長官指示に基づく平和条約案、エトロフ、クナシリ、ハボマイ、シコタンは日本の領土と明記
注釈には、「我々はソ連がそれを手放す見込みがまずないことを承知で、この処置を提案すべきであると考えてるのであって、そうすれば、ソ連が手放さない場合、我々は日本人の間で好意を獲得し、ソ連は日本人に不評をかうであろう」と記されていた
- 11月2日 平和条約新案、エトロフ、クナシリ、ハボマイ、シコタンを日本の領土からははずす
脚注には、「エトロフ、クナシリ、及び小クリル島（ハボマイ群島とシコタン島）の日本保持を提案すべきか否かについての決定は、まだ最終的に話されていない。現時点での考え方は、米国は、この問題を提起すべきではないが、もし日本によって提起されたなら、われわれは同情的な態度をみせるかも知れない」と記されていた
- 12月29日 平和条約第3案、クリル諸島は割譲するが、ハボマイ、シコタンは日本の領土に含まれる
エトロフ、クナシリがクリル諸島でないとするのは無理との判断
- 1951年3月1日 ダレス國務省顧問案
- 16日 日本政府、井口貞夫外務次官によるダレス國務省顧問案に対する回答
「南樺太の返還とクリル諸島の引渡しに同意」

- 23日 全連合国に送付された対日講和条約草案「南樺太の返還とクリル諸島の引渡し」を明記
- 6月14日 ソ連調印不参加の意向を踏まえた修正案「南樺太とクリル諸島の放棄」のみを規定
米国は、ソ連が不参加でも日本に「南樺太とクリル諸島を放棄」させることが必要であった。もし、それらが日本領となると、講和条約と同時に締結する日米安保条約で防衛義務を負い、占領しているソ連軍との紛争に巻き込まれることになるから
ソ連の講和条約調印せずの意向は中ソ友好条約で協同での対日講和を約束していたから（中国は1950年6月勃発の朝鮮戦争を戦っている）

8.7. 講和会議

講和条約第2条c項「日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに隣接する諸島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する」

グロムイコ外相、講和条約にサハリン、クリル諸島に対するソ連の主権の承認義務が規定されていないことをソ連の主権の侵害の企図、ヤルタ協定違反と非難

吉田演説「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます」

グロムイコは、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」と主張していないので、これはソ連全権に対する反論の形を借りて、領土不拡大原則に違反した講和条約に対して、したがって米英を含む連合国に対して反論したものと考えられる

吉田は、この演説で、エトロフ、クナシリを、「南千島」と述べている

批准国会での西村熊雄条約局長の答弁「この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」も同様の趣旨

8.8. サンフランシスコ条約のもう一つの意味 = 日米安全保障条約

日米安全保障条約

第1条 平和条約および本条約の発効と同時に、米国陸空海軍を日本国内およびその付近に配備する権利を、日本国は許与し、米国はこれを受諾する。この軍隊は、極東における国際平和と安全の維持に寄与し、ならびに一または二以上の外部の国による教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱および騒擾を鎮圧するため日本国の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる

第2条 第1条に掲げる権利が行使されるあいだは、日本国は、米国の事前の同意なくして、基地、基地におけるもしくは基地に関する権利、権力もしくは権能、駐兵もしくは演習の権利または陸軍、空軍もしくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

「思いやり予算」、裁判権

8.9. 冷戦の遺産としての北方領土問題

北方領土問題の起源

ソ連軍による占領

サンフランシスコ条約による放棄

サンフランシスコ条約が冷戦の産物だとすれば、北方領土問題もまた冷戦の産物であり、遺産である